

車両の処分予告

「宮城 5 0 3 ふ 9 0 7 7」は、当該駐車場管理規程第 3 0 条で定めている「引取り催告の期限内に引取りがなされてなかった車両」に該当しています。

このため、催告をした令和 7 年 6 月 3 0 日から 9 0 日を経過した後、同管理規程第 3 0 条により、車両を処分いたします。 当車両の使用者は、早急に車両を出場させてください。

令和 7 年 6 月 3 0 日

大 分 事 務 所 長